

令和7年度 被扶養者「資格再審査」の実施について

健康保険組合では、毎年、健康保険法施行規則第50条に基づき、既に認定された被扶養者が現在も扶養認定基準を満たしているか、収入などを確認するために資格再審査を実施しています。

< 審査方法 >

あらかじめ個人番号（マイナンバー）を活用した「情報連携」^{（※）}により、健康保険組合が全被扶養者に関する収入等の情報を行政機関等から取得し、事前に審査を行いました。その結果、健康保険組合で書類確認による審査が必要と判断した被扶養者を「WEB調査対象者」とし、以下のとおり実施します。

※：「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、健康保険組合は行政事務を実施する「個人番号利用事務実施者」とされており、個人番号で連携されている各機関の情報（住民基本台帳・所得・年金・雇用保険・他健保加入等）を限定して取得することができます。



1 実施内容

① WEB調査対象者

全被扶養者（23歳未満も含む）のうち、**健康保険組合で確認が必要と判断した被扶養者（被保険者）**

ただし、**被扶養者認定日が令和7年5月31日以前**で、且つ、**令和7年8月5日時点で被扶養者認定が継続**されている方に限定します。

具体的には、

- 給与収入の超過により、審査に必要な書類の提出を受けて判断する必要がある方（「年収の壁対策」によるものなど）
- 「被保険者の年間収入の1/2 < 被扶養者の年間収入」が確認された方（被保険者の給与以外の収入を確認します）
- 給与や年金以外の収入（所得）が確認された方
＜注意＞ 税務署が認める経費と健康保険組合が認める経費は違います。
詳しくは、[かんでんけんぽ すこやかWeb「関西電力健康保険組合が認める直接的必要経費一覧表」](#)をご確認ください。
- 住民票情報により、被保険者との別居が確認された方 もしくは、住民票は同一だが世帯が別であることが確認された方
- 「情報連携」により情報が取得できなかった方 など

② 実施時期・実施通知

令和7年9月中旬頃、上記①「WEB調査対象者」に該当する被扶養者（被保険者）がおられる被保険者宛に、

「tekiyo@kanden-kenpo.or.jp」からメールが送信されます。

メールには、**上記①に該当する被扶養者のお名前と「分類」（A～F）が記載されています**ので、本資料③ 必要書類一覧表をご確認のうえ、必要書類をご準備ください。

- ＜注意＞
- 上記①「WEB調査対象者」に該当される方がおられない被保険者には、メールが送信されません。
 - 複数名の被扶養者がおられる場合、上記①「WEB調査対象者」に該当する被扶養者のみが審査対象となります。（審査の対象でない被扶養者のお名前は表示されません）

2 審査の流れ

「tekiyo@kanden-kenpo.or.jp」からメールが届いた方は以下の手順で作業をお願いします。（詳しくは、別添「操作マニュアル」をご確認ください）

手順 1

WEBシステムの「iBss」にアクセスし、初回ログイン認証をしてください。

初回ログイン用URL：<https://ibss.jp/portal/signup.ibss>

以下5点を入力してください

1. 保険者指定コード…全員「**06271225**」
2. 記号…全員「**6148**」
3. 番号…ご自身の「**被保険者番号**」
（保険証、資格確認書、マイナポータルで確認してください）
4. 被保険者生年月日
5. 被保険者氏名

※ひらがな・カタカナ（半角・全角）どちらも可

※スペース有無どちらも可

確認方法は右上をご覧ください

被保険者番号の確認方法



手順 2

ご自身で「**ユーザーID**」と「**パスワード**」を設定してください。

メールアドレスは事業主より事前に提出いただいたものを登録しておりますので、登録されているメールアドレスを変更することはできません。（原則、社給メールアドレス）

手順 3

2回目以降のログイン画面から、ご自身で設定した「ユーザーID」と「パスワード」を入力してログインいただき、「利用規約」に同意のうえ、連絡先電話番号を登録してください。

手順 4

「被扶養者資格調査」画面から、調査内容に沿って入力し、調査票の作成を完了させてください。

手順 5

健康保険組合での審査で申請内容に不備等があった方には、メールで通知します。
不備内容を確認のうえ、再提出等の手続きをお願いします。

手順 5

「必要書類の添付・確認画面」で、添付する書類を確認のうえ、ファイルをアップロードしてください。

調査票の入力結果に基づき、必要な添付書類が自動表示されますが、詳細は本資料③「必要書類一覧表」をご参照ください。

＜注意＞アップロード不要の場合でも、「必要書類の確認・添付」画面から「上記書類を添付して調査票を提出する」をクリックしてください。

手順 6

メッセージボックスの上の3つ全てに「✓」が表示されていたら、手続き完了です。

【お問合せ先】お勤め先の、健保担当箇所へお願いします

3 必要書類一覧表

「tekiyo@kanden-kenpo.or.jp」から送信されたメールに記載された分類「A」～「F」を確認のうえ、その分類に応じた必要書類を添付してください。

なお、分類「A」～「E」のいずれかに該当する場合であっても、被保険者と被扶養者が「別居」している場合は、『**分類「F」：別居による確認対象者**』に記載の表をご確認のうえ、「別居」に関する必要書類も添付してください。

分類「A」：収入超過による確認対象者

- 被扶養者の収入情報から、認定要件である収入限度額を超過していることを確認しましたが、**扶養認定が継続となる可能性があるため**、以下、必要書類を確認します。
- 被扶養者が令和6年中に得た収入の種類に応じた必要書類**をシステムに添付（アップロード）してください。

収入の種類	必要書類	備考
給与収入がある	①と②のどちらか1つ ①令和6年1～12月に支払われた「給与明細書」全て ②健保が定める「給与等支給額証明書」 「年収の壁・支援パッケージ」の証明を提出される場合は③④も追加 ③一時的な収入変動による係る事業主証明書 ④令和6年の「雇用契約書」	- 給与と年金など2種類以上の収入がある場合は、それぞれの収入に応じた書類を添付してください。 - 複数の勤務先から給与が支給されていた場合、すべての勤務先の「給与明細書」等を添付してください。
年金収入がある ※「障害年金」「遺族年金」も含まれます	①と②のどちらか1つ ①令和6年の年金額改定通知書 ②令和6年の年金振込通知書	【参考】 「年収の壁・支援パッケージ」の取扱いについては、「かんでんけんぽすこやかWeb」のお知らせ欄に掲載しています。
雇用保険失業等給付による収入がある	①雇用保険受給資格者証（全てのページ）	雇用保険失業等給付には、いわゆる「失業保険」など、求職者給付を含みます。
傷病手当金等の給付による収入がある	①傷病手当支給決定通知書（支給期間、支給日数、支給金額が記載されているもの）	傷病手当金等とは、健康保険組合や共済組合等から給付される傷病手当金や出産手当金のことを言います。

分類「B」：被保険者の年間収入1/2超過による確認対象者

- 被扶養者の収入情報から、被保険者の年間収入の1/2を超過していることを確認しましたが、**被保険者の年間収入は給与収入とその他の収入も含めた合計額で判断するため**、以下、必要書類を確認します。
- 被保険者本人が令和6年中に得た収入の種類に応じた必要書類**をシステムに添付（アップロード）してください。

収入の種類	必要書類	備考
給与収入がある	①令和6年分の源泉徴収票	左記必要書類は、全て被保険者（社員ご本人）の収入に対する書類となります。被扶養者（社員のご家族）に対する書類ではございません。
年金収入がある ※「障害年金」「遺族年金」も含まれます	①と②のどちらか1つ ①令和6年の年金額改定通知書 ②令和6年の年金振込通知書	給与と年金など2種類以上の収入がある場合は、それぞれの収入に応じた書類を添付してください。
事業等の収入がある（事業所得、株式等による所得、不動産所得、雑所得[年金以外]等）	①と②両方 ①令和6年分確定申告書（第一表、第二表） ②収支内訳書（または青色申告決算書） 利子、配当収入がある方は③または④⑤も追加 ③令和6年分特定口座取引報告書 ④令和6年分確定申告書 分離課税用（第三表） ⑤株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	- 複数の勤務先から給与が支給されていた場合、すべての勤務先の「給与明細書」等を添付してください。 - 確定申告をされていない場合は、「市民税・府（県）民税の申告書」等を添付してください。（詳細は資格再審査Q AのQ33をご確認ください）
雇用保険失業等給付による収入がある	①雇用保険受給資格者証（全てのページ）	雇用保険失業等給付には、高年齢雇用継続基本給付金など、雇用継続給付を含みます。
傷病手当金等の給付による収入がある	①傷病手当支給決定通知書（支給期間、支給日数、支給金額が記載されているもの）	傷病手当金等とは、当健康保険組合から給付される傷病手当金や出産手当金のことを言います。
その他の収入がある	①収入の種類や金額、支払日などが確認できる書類	

CHECK! Q：分類「B」では、なぜ、被保険者の収入に対する書類を求めているのか？
A：健康保険組合では、被扶養者の収入情報を取得することができますが、被保険者の収入情報を取得することができません。
また、「被保険者の年間収入1/2」を算出する際、実際に支払われた年間収入額ではなく、標準報酬月額（4月～6月の3ヶ月間の給与の平均額をもとに、等級に分けて表したもの）から算出しています。
よって、被保険者の年間収入を正確に把握するために、被保険者の収入に対する書類を求めるものです。

分類「C」：事業等の収入による確認対象者

- 被扶養者の収入情報から、給与・年金以外の事業所得があることを確認しましたが、**売上等の総収入額から健康保険組合が認める直接的必要経費を差し引いた額で判断するため**、以下、必要書類を確認します。
- 被扶養者が令和6年中に得た所得（収入）に応じた必要書類**をシステムに添付（アップロード）してください。

健康保険組合で必要書類による審査を行った結果、追加書類を求めて再審査を行う可能性もございますので、ご了承ください。

収入の種類	必要書類	備考
事業等の収入がある（事業所得、株式等譲渡所得、利子・配当所得、不動産所得、雑所得[年金以外]等）	①と②両方 ①令和6年分確定申告書（第一表、第二表） ②収支内訳書（または青色申告決算書） 株式による譲渡、利子、配当収入がある方は③または④⑤も追加 ③令和6年分特定口座取引報告書 ④令和6年分確定申告書 分離課税用（第三表） ⑤株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	確定申告をされていない場合は、「市民税・府（県）民税の申告書」等を添付してください。（詳細は資格再審査Q AのQ33をご確認ください） 【参考】 各必要書類の見本や直接的必要経費控除後の収入額の計算方法などは、「かんでんけんぽすこやかWeb」のお知らせ欄に掲載しています。

▼事業等による収入の他にも収入がある場合は、その収入に応じて以下の書類も必要になります。

給与収入がある	①と②のどちらか1つ ①令和6年1～12月に支払われた「給与明細書」全て ②健保が定める「給与等支給額証明書」 「年収の壁・支援パッケージ」の証明を提出される場合は③④も追加 ③一時的な収入変動による係る事業主証明書 ④令和6年の「雇用契約書」	- 給与と年金など2種類以上の収入がある場合は、それぞれの収入に応じた書類を添付してください。 - 複数の勤務先から給与が支給されていた場合、すべての勤務先の「給与明細書」等を添付してください。
年金収入がある ※「障害年金」「遺族年金」も含まれます	①と②のどちらか1つ ①令和6年の年金額改定通知書 ②令和6年の年金振込通知書	【参考】 「年収の壁・支援パッケージ」の取扱いについては、「かんでんけんぽすこやかWeb」のお知らせ欄に掲載しています。
雇用保険失業等給付による収入がある	①雇用保険受給資格者証（全てのページ）	雇用保険失業等給付には、いわゆる「失業保険」など、求職者給付を含みます。
傷病手当金等の給付による収入がある	①傷病手当支給決定通知書（支給期間、支給日数、支給金額が記載されているもの）	傷病手当金等とは、健康保険組合や共済組合等から給付される傷病手当金や出産手当金のことを言います

分類「D」：住民票情報未取得による確認対象者

- 被扶養者の**住民票情報が取得できなかったため、「同居」または「別居」の申告をWE Bシステムの「被扶養者資格調査」画面にて行ってください。**
- 「別居」と申告された場合は、『**分類「F」：別居による確認対象者**』に記載の表をご確認のうえ、**「別居」に関する必要書類**をシステムに添付（アップロード）してください。

分類「E」：収入情報未取得による確認対象者

- 被扶養者の**収入情報が取得できなかったため**、以下、必要書類を確認します。
- 被扶養者の収入を確認するための以下、必要書類**をシステムに添付（アップロード）してください。

	必要書類	備考
「E」の対象者全員	①令和7年度（令和6年分）所得証明書	所得証明書はマイナポータルから取得した令和7年度（令和6年分）の「税・所得情報」のP D Fに氏名を記入したもので可。
- 収入がある場合、収入の種類に応じた必要書類は、『分類「C」：事業等の収入による確認対象者』に記載の表をご確認ください。 - 無職（18歳未満）であっても、所得証明書等の添付をお願いします。（資格再審査では、「情報連携」により全被扶養者の収入情報を確認しているため） - 海外赴任中などで、所得証明書の取得ができない場合は、その旨をWE Bシステムの「被扶養者資格調査」画面の備考欄にてお知らせください。		

分類「F」：別居による確認対象者

- 住民票情報から被保険者と被扶養者が住民票上の別居であることを確認しましたが、**別居理由や仕送りの状況により扶養認定継続の可否を判断するため**、以下、必要書類を確認します。
- 別居の理由に応じた必要書類**をシステムに添付（アップロード）してください。

別居の理由	必要書類	備考
被保険者の単身赴任	添付書類なし	単身赴任とは、会社からの転勤命令により既婚者が配偶者と別居している場合を言います。 ※未婚の被保険者が会社からの転勤命令により、被扶養者である親と別居する場合は単身赴任を理由とした別居には含めません。（仕送り状況を確認します）
被扶養者の就学	①と②のどちらか1つ ①学生証（有効期限が確認できるもの） ②令和7年4月以降に発行された在学証明書	就学とは、学校教育法に定められた「大学」「高等専門学校」「高等学校」卒業程度以上の教育を行う学校に就学（在学）しているための別居を言います。 ※「大学院」「予備校」も含む ※在学中に収入超過で被扶養者認定対象外となった方が、再度、学生となる場合は、被扶養者の就学による別居には含めません。（仕送り状況を確認します）
被扶養者の施設入所	①施設に入所していることが確認できる書類	施設入所とは、身体障害者授産施設、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、老人保健施設に入所しているための別居を言います。
被扶養者の里帰り出産	添付書類なし	※別居した日が令和7年1月1日以降である場合は、次年度の審査で仕送りの状況が確認できる書類が必要となります。
上記理由に該当しない別居	令和6年1月（または別居開始日）～令和6年12月の仕送りの状況が確認できる書類として、以下①と②のどちらか1つ ①振込依頼書（控） ②預金通帳（写） ※被保険者から被扶養者への仕送りかわかるように、送金者と受取者の氏名・受取月日・送金額が確認できるものとし、口座への預け入や手渡しは認められません。 ※通帳の写を添付される場合は通帳の表紙と明細欄の両方が確認できるように書類を添付してください。	